

前金	部分払
有	一回

令和元年度下総浄補第1号
 一色町地内市営浄化槽設置工事

工事場所	津市一色町地内
工 期	令和元年11月15日まで
工事概要	合併浄化槽設置 10人槽（ポンプ槽付） 1基 ※上記に係る機械設備工事 一式
担当副参事 検算者 担当主幹 担当副主幹 担 当 設計者	

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
浄化槽設備	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費 ※1	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		
※1 共通仮設費積上分 ・仮設材運搬費				

浄化槽設備		浄化槽工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
合併浄化槽	合併処理浄化槽（ポンプ槽付） BOD10mg/ℓ・T-N10mg/ℓ・SS10mg/ℓ マンホール蓋（1500k）・ブロワ等	1	式			
	設備費・据付費・基礎・支柱 上部スラブ・試運転調整費 配管費共					
計						

特記仕様書

【工事範囲】

本工事は、津市営浄化槽事業に基づき本市が市営浄化槽の整備対象となる区域（本市の区域から下水道計画区域及び農業集落排水処理施設等の集合処理区域を除いた区域）に設置するものである。

【共通事項】

施工前には事前測量及び境界等の確認を行い、その結果を監督員に報告するものとする。

境界杭等に影響を及ぼす恐れがある場合は、受注者において原形復旧できる資料を作成し、復元を行うこと。なお、資料については、監督員へ1部提出すること。

工事期間中の乗入れ等については、申請者と十分に協議を行い、必要であれば鉄板等にて対応するものとする。

工事工程等については、申請者と事前に協議を行い作業の実施を行うこと。

【施工法令に関する事項】

本工事の施工にあたっては、浄化槽法第4条第3項及び第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行い、また、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士に実地に監督させなければならない。

また、工事仕様について特記以外は三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（平成28年7月）に準じて行うものとする。

【施工基準に関する事項】

合併浄化槽は高度処理型（BOD 10mg/ℓ・T-N 10mg/ℓ・SS 10mg/ℓ）とし、国土交通大臣型式認定を受けた浄化槽を使用するものとする。また、対応ブロワは所定のばっ気強度が確保されるブロワを使用するものとする。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者 氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○○工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ○○○○株式会社 印
--------------------------	--

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

掘削時は、既設構造物及び家屋等に損傷が出ないように、適切な措置を講ずること。また、万が一損傷を与えた場合は、受注者の責において対処するものとする。

図示してある掘削線については、参考であり施工段階では各安全法令を遵守し、施工状況、地下水等を考慮し現場に合わせた勾配等、対策を講じて施工を行うこと。

工事期間中は、転落防止等、仮囲いなどの措置を講じ、毎日の作業終了後は工事現場内の確認を必ず行い、危険な箇所等はその日のうちに対策を講じること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金

保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めるときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【環境対策に関する事項】

現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。なお、万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。

土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂又はろ過施設を通して放流するものとする。なお、影響が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【施工体制台帳等】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

【再生砕石（RC-40）の使用についての留意事項】

津市の建設工事においては三重県公共工事共通仕様書（三重県建設副産物処理基準）に準拠し、再生資源の有効利用の促進を掲げている。ついては、再生砕石(RC-40)の使用にあたり下記に十分留意すること。

- 再生砕石の納品伝票を保管し、伝票の写しもしくは納入日を記載した材料出荷証明書等の写しを工事書類として提出すること。

搬入される材料によっては、路面等が膨れ上がる等の現象が発生する恐れが

あることから、使用材料確認表（材料確認願）で確認を得た材料以外の再生砕石等の混入がないよう対策し、施工前に異常（異物の混入、軽量である等）を確認した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。

- 三重県公共工事共通仕様書に基づき、品質管理に注意し施工すること。

三重県公共工事共通仕様書 添付資料

4. 三重県建設副産物処理基準

第9条 再生資源及びリサイクル製品等の利用

2.再生砕石（RC-40）の品質規格 参照

【浄化槽工事の技術上に関する事項】

1. 浄化槽の構造基準に適合するように工事を行うこと。
2. 本体及び附属機器が正しく組み立てられていること。また、不足している部品がないことなどを確認すること。
3. 浄化槽の運搬時または設置時には、浄化槽に変形、破損などが生じないように慎重に工事を行うこと。また、事前に浄化槽本体に亀裂等がないか確認すること。
4. 浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分に把握し、施工を行うこと。
5. 掘削においては、矢板による土留工法とし、掘削深に応じた矢板長とすること。また、必要に応じて水替工を行うこと。
6. 水道管及びガス管等の地下埋設管を破損させないように、事前調査を行うとともに慎重に掘削作業を行うこと。
7. 埋め戻しは、石などの混入していない良質の土砂等を用い、周囲を均等に埋め戻し、水締めを行うこと。
8. 埋め戻し時は、浄化槽が水平であることを確認し施工を行うこと。
9. 埋め戻し完了後から上部スラブ打設までの期間は、一定期間の養生を行い、沈下等の恐れがないことを確認の上施工すること。なお、この養生期間中の工程等については、申請者と協議を行い調整すること。
10. 基礎工事は、地盤の状況に応じて基礎の沈下または変形が生じないように行うこと。
11. コンクリートの打込みは、打上がり均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生を行うこと。
12. 地下水の状況に応じて、浄化槽の浮き上がりを防止するために必要な措置を講ずること。
13. 電気設備については、安全上、管理上及び機能上に支障がないことを確認

すること。

14. ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。
15. 浄化槽設置完了後は清掃を行い、槽内を満水状態にして24時間経過後の水位を比較して漏水の有無を確認すること。なお、確認結果については、監督員に報告するものとする。
16. 材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと。
17. 工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講ずること。
18. 浄化槽本体の上部は鉄筋コンクリートスラブを打つこととし、コンクリートの仕上げ面は水勾配をつけること。また、支柱工事を伴う場合は、支柱鉄筋と基礎及び上部スラブ鉄筋を適正に結束すること。
19. 上部スラブの仕上げ高さ及び仕上げ面については、申請者と協議を行い施工すること。
20. ブロワの設置位置については、事前に申請者と立会い確認を行い施工すること。
21. 施工前に必ず津市営浄化槽設置申請者及び施工業者と設置位置等の確認を行い、且つ、工程管理について協議し施工すること。

【設計変更に関する事項】

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。
（津市HP「仕事・産業—入札・契約—工事・建設コンサルタント関係—調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関からは是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。

位置図

